

# 開発行為等事務手続フロー(水道施設に関する協議書の成立まで)

開発行為等受付

都市計画法第32条に伴い、開発者より開発行為事前協議の開始

開発行為の協議は職員2名以上  
で対応しますので、協議の際は  
必ず事前に連絡をお願いします。

開発者で事前協議に準備する資料

- ・開発行為事前指導申出書(開発審査課提出分)
- ・開発区域位置図
- ・開発区域図
- ・土地利用計画図

## 配水管等布設を伴う場合

- ・配水管等布設を伴う給水施設計画平面図の作成には、建設コンサルタントによる水理計算書が必要です。水理計算に必要な水圧データは有料で提供します。
- ・既設給水管がある場合は、既得権の確認も必要になります。(給排水設備課)

水圧測定申請書(水理計算用)  
(讓)様式第1号

水圧測定費通知書  
(讓)様式第2号

承諾書(水圧測定)  
(讓)様式第3号

納入通知書

水圧測定結果の提供  
<有料>  
※水圧測定費用納入後の領収証書の写しを提出した後、水圧測定結果を提供します。

給水施設計画平面図の作成  
給水施設計画平面図作成は水道整備課が指導します。

申請から提供まで約1週間

## 給水管取出しのみを行う場合

- ・給水施設計画平面図作成を給排水設備課指導の下、作成してください。
- ・既設給水管がある場合は、既得権の確認も必要になります。(給排水設備課)

②開発行為事前協議申請書の提出(開発者)  
(讓)様式第4号

添付書類

- ・水道施設協議事項一覧表 ((讓)様式第5号)
- ・事前指導経過書 ((讓)様式第6号)
- ・開発区域位置図
- ・開発区域図
- ・土地利用計画図
- ・公図
- ・給水施設計画平面図
- ・消防水利図
- ・その他上下水道事業管理者が必要と認める図面
- ・水理計算書(配水管等の布設を必要とする場合)

審査約1週間

協議事項(開発相談係担当者作成)  
(讓)様式第7号(その2)

③水道施設に関する協議書の提出(開発者)  
(讓)様式第7号(その1)

添付書類

- ・水道施設協議事項一覧表 ((讓)様式第5号)
- ・協議事項(開発相談係担当者作成) ((讓)様式第7号(その2))
- ・事前指導経過書 ((讓)様式第6号)
- ・開発区域位置図
- ・開発区域図
- ・土地利用計画図
- ・公図
- ・給水施設計画平面図
- ・消防水利図
- ・その他上下水道事業管理者が必要と認める図面
- ・水理計算書(配水管等の布設を必要とする場合)

給排水設備課と合議が必要のため約1週間

協議書の成立

## 水道施設に関する協議書までの注意点

- ・協議の際は事前に連絡をお願いします。
- ・事前協議申請から水道施設に関する協議書の締結まで、資料準備及び審査に時間を要します。(約2~3週間前後)
- ・開発行為の変更があった場合は、事前協議申請から再提出して下さい。(開発面積の変更、戸数の変更、給水計画の変更など)

連絡先 (メール、FAXの際は必ず連絡をお願いします。)  
水道整備課 開発相談係  
直通0985-26-7601  
FAX0985-24-1047(総務課)  
E-mail: 90suissei@city.miyazaki.miyazaki.jp